



しぶや青色

平成28年 新春号 第539 一般社団法人渋谷青色申告会事務局発行

〒150-0041

東京都渋谷区神南 1-8-17

TEL 03 (3463) 7043

FAX 03 (3770) 8739

ホームページ

<http://www.428airo.jp>



一般社団法人
渋谷青色申告会 会長 **金森 誠**

新年明けましておめでとうございます。

皆様におかれましては、お健やかに新年を迎えられたことと、心よりお慶び申し上げます。

昨年1月の相続税の基礎控除の引下げ、平成29年に予定されている消費税率10%への引上げなど、税に関する環境がより厳しくなります。消費税率の引き上げに伴い、食料品等への軽減税率導入を巡っては、昨年様々な議論がありました。軽減税率が導入されずと、私達小規模事業者への事務負担は、相当重くのしかかることが予想されます。その負担が少しでも軽減されるような制度にしてもらいたいと、多くの会員が感じていることと思います。



渋谷税務署長 **金森 勝**

新年の「あいらじ」

新年明けましておめでとうございます。

平成28年の年頭に当たり、一般社団法人渋谷青色申告会の皆様に、謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

金井会長をはじめ役員、会員の皆様方には、平素から税務行政に対しまして、格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

また、日頃から、地域社会に密着した幅広い事業活動を通じて青色申告の普及・育成と申告納税制度の健全な発展に多大なご協力をいただいております。重ねて御礼申し上げます。

本年1月からは、社会保障・税番号制度の運用が始まっておりますが、私どもとしましては、制度に関する問合せに適切に対応するほか、マイナンバーの取扱いについては、安全管理措置に関する規定等に基づき、適切な取扱いに努めていくこととしております。

また、今年1月からのマイナンバー制度の本格導入も、青色申告会と会員にとって、その対応については大きな課題となっております。

間もなく、平成27年分の確定申告の時期を迎えます。本年も東京税理士会渋谷支部と協力して、会員の皆様の決算・申告・インターネット送信サポートに万全の体制で臨みたいと考えております。皆様におかれましては、事前予約のご協力をよろしくお願い申し上げます。

税務署が合同で運営する確定申告会場内に設置される青色コーナーにつきましては地域多くの納税者に、青色申告会を知っていただく絶好の機会です。

渋谷、世田谷、目黒区内の5つの青色申告会で力を合わせ、署と綿密な協議と準備のもとに、信頼される従事体制を確保し、青色申告制度の普及と勧奨に積極的に取り組んでいきたいと存じます。

本年も、会員と役職員の皆様方のご理解とご協力をお願い申し上げます。年頭の挨拶といたします。

間もなく、平成27年分の所得税及び復興特別所得税、個人事業者の消費税等並びに贈与税の確定申告時期を迎えます。渋谷青色申告会におかれましては、会員の皆様のニーズに応え、充実した指導体制の構築にご尽力いただくようお願いいたしますとともに、会員の皆様方におかれましては、是非ともe・Taxを利用した確定申告を行っていただきますようお願いいたします。

税務署が行う申告書作成会場につきましては、昨年同様「ベルサール渋谷ファースト」に設置し、目黒署、世田谷署、北沢署及び玉川署との5署合同で運営いたします。なかでも、青色コーナーの運営につきましては、渋谷青色申告会の皆様方のご協力が不可欠であると考えております。本年もどうぞ昨年同様のお力添えを賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

結びに、本年の干支「丙申」は、頑張ってきた人の努力が形になっていく年と言われています。新しい年が良き一年となり、一般社団法人渋谷青色申告会の益々のご発展と会員の皆様方のご繁栄の年となりますよう心から祈念いたします。新年の挨拶とさせていただきます。



新年のごあいさつ

東京都渋谷都税事務所長 諏訪 公二

新年明けましておめでとうございます。
一般社団法人渋谷青色申告会の皆様には、健やかに新春をお迎えのこととお慶び申し上げます。

旧年中は、金井会長はじめ役員、会員の皆様方には、東京都の税務行政に対して格別のご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。とりわけ、適正申告の推進や会報誌をはじめとした各種広報など、貴会の積極的な活動には改めて感謝を申し上げます。

さて、景気の状態ですが、「このところ一部に弱さもみられるが、緩やか



新年のごあいさつ

渋谷区長 長谷部 健

新年あけましておめでとうございます。

一般社団法人渋谷青色申告会の皆様におかれましては、ご健勝に新春をお迎えになられましたことを心よりお慶び申し上げます。また、旧年中は金井会長をはじめ、役員の皆様、会員の皆様に渋谷区政全般にわたり、ご理解、ご協力を賜り、心より感謝を申し上げます。

昨年10月に渋谷区役所は、仮庁舎へ移転しました。区民の皆様をはじめ、区役所を利用する方々には、しばらくの間、ご不便をおかけすることになります。わかりやすい案内や表示サインとなるよう改善を重ね、利用しやすい区役所としていくとともに、区民サービスのより一層の向上に努めてまいります。

さて、社会経済状況に目を向けますと、景気は、このところ一部に弱さもみられるが、緩やかな回復基調が続いているが、アジア新興国等の景気

な回復基調が続いている。ただしアジア新興国等の景気が下振れし、我が国の景気が下押しされるリスクがある。」とされており、

現在、東京都は、オリンピック・パラリンピックの開催準備をはじめ、少子高齢化やグローバル化という時代の流れに的確に対応した、質の高い都民生活を基本とする成熟都市の実現に向けて取り組んでいるところでございます。

渋谷都税事務所といたしましても、こうした都の施策に活用する都税収入を確実に確保するとともに、電子申告・電子納税やクレジット納付などの納税の利便性向上に引き続き取り組み、よりいっそう適正で公平な税務行政の執行に努めてまいります。本年も変わらぬご支援、ご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

結びに、新しい年が貴会の皆様にとって更なるご発展、ご繁栄の年となりますようお祈りいたしまして、新年のごあいさつとさせていただきます。

が下振れし、我が国の景気が下押しされるリスクがある、とされています。新年は、実感を伴った回復を期待したいと思っております。

また、急速な少子高齢、人口減少社会の到来など、人口構造の変化をはじめ、渋谷駅周辺整備、2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催、多様性社会の進展など、区政を取り巻く環境も変化しています。

これらを踏まえ、誰もが渋谷区でいきいきと安全安心に住み続けられることを基本に、本区が世界の主要都市、ロンドン、パリ、ニューヨークに比肩される国際文化都市として発展し、事業主の皆様、来街者方々にとっても魅力あふれる街にしていくため、職員一同、一丸となって取り組んでまいります。

渋谷青色申告会の皆様方には、渋谷区政に対し引き続きご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

むすびに貴会の益々のご発展と会員の皆様の一層のご活躍、ご多幸を心からお祈り申し上げます。新年のご挨拶とさせていただきます。

決算・確定申告、必要書類等事前準備チェックリスト！！

確認欄

1	昨年(平成26年)・一昨年(25年)の決算書、所得税・消費税確定申告書の控	<input type="checkbox"/>
2	税務署・青色申告会から送られた書類等	<input type="checkbox"/>
	平成27分決算書用紙	<input type="checkbox"/>
	平成27年分の所得税確定申告書用紙 平成27年消費税課税事業者の方は平成27年分の消費税確定申告書用紙	<input type="checkbox"/>
3	平成27年分の帳簿・集計表等、複式簿記の方は試算表等(売上・経費のわかるもの。固定資産税、光熱費等家事按分の必要な方はそれぞれの合計・事業割合)専従者給与・給与を支給している方は平成27年分一人別徴収簿【消費税について】 届出書の提出等確認は出来ていますか。 記帳方法は税込経理・税抜き経理どちらですか。 消費税簡易課税の方は、売上の事業区分(第1種から第5種)は出来ていますか。 (事業区分は取引ごとに判断します。例えば他のものから購入した商品を性質・形状を変えないで業者へ販売した場合は第1種・消費者への販売は第2種となります) 消費税本則課税の方は、税区分(課税・不課税・非課税・免税)の上、課税取引金額計算表の記入は出来ていますか。 【会計ソフト利用者について】 会計ソフト利用の方はデータをUSBメモリ等にバックアップのうえ、お持ち下さい。 (マックの方は機器の用意がありませんので、プリントアウトして又はノートパソコンをそのままご持参下さい) なお、27年分確定申告に関しまして会計ソフトでの初期設定等記帳指導期間は既に終了しております。 また、28年分の会計ソフトでの初期設定等指導は4月以降となりますのでご了承下さい。	<input type="checkbox"/>
4	公的年金受給者は平成27年分源泉徴収票(天引き介護保険料等が明記されています)	<input type="checkbox"/>
5	生命保険契約に基づいて支払われる年金がある方は、保険会社・郵便局等が発行する支払い年金額等のお知らせ等が必要です(支払金額・必要経費・源泉徴収税額等が記載)。	<input type="checkbox"/>
6	給与収入のある方は平成27年分給与所得の源泉徴収票	<input type="checkbox"/>
7	生命保険契約等に基づく満期払戻金及び解約払戻金(一時金)等の受取りがある方は、保険会社・関係機関が発行する計算書(支払金額・既払込保険料(掛金)等が記載されています) 保険料又は掛金を自分で負担した生命保険契約・生命共済に基づく一時金又は退職金共済契約若しくは退職年金	<input type="checkbox"/>
8	医療費控除を受ける方は、本人、生計を一にする配偶者その他親族のために支払った医療費の領収書及び高額医療費の戻り・生保等給付補てん額の明細書	<input type="checkbox"/>
9	国民健康保険支払の方は平成27年中に支払った合計額	<input type="checkbox"/>
10	社会保険料(国民年金保険料等)控除証明書 日本年金機構より送付されています。(給与源泉徴収票に記載されている場合は添付不要)	<input type="checkbox"/>
11	介護保険支払の方は平成27年中に支払った合計額(源泉徴収票に記載されている場合は添付不要)	<input type="checkbox"/>
12	小規模企業共済加入者は小規模企業共済等掛金控除証明書	<input type="checkbox"/>
13	生命保険料控除証明書(新・旧生命保険、新・旧個人年金、介護医療保険)	<input type="checkbox"/>
14	地震保険料の控除証明書 給与源泉徴収票に記載されている場合は添付不要	<input type="checkbox"/>
15	寄附金控除の適用下限額が2,000円。特定寄附金の額の合計額をチェック	<input type="checkbox"/>
16	住宅取得控除を受ける方は住宅借入金等特別控除申告書と住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書の添付が必要となります。 27年中に住宅取得された方は一定の要件の確認と各種添付書類の準備が必要です。事前に青申会事務局へお尋ね下さい。(国税庁ホームページでもご確認いただけます。)	<input type="checkbox"/>
17	配偶者控除・扶養控除対象者のお名前・生年月日・平成27年中の所得金額がわかるもの 障害者の方は身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳等の等級の確認	<input type="checkbox"/>
18	ご印鑑	<input type="checkbox"/>
19	初めて"e-Tax"で申告される方は、事前の利用開始手続きが必要となります。早急に事務局職員にお尋ね下さい。 住民基本台帳カードの電子認証の有効期限は3年です。有効期限の区役所での更新手続きは平成27年12月で終了しています。	<input type="checkbox"/>

※国民健康保険料等年間支払金額が不明の方は必ず事前に区役所へ問い合わせるなど準備の上お越し下さい。

平成27年分の決算・確定申告指導のご予約受付中！

★ご予約は事務局へお早めにお電話（03-3463-7043）ください
ホームページからもお申込みが出来ます。

★平成27年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の申告及び納期限は3月15日（火）
振替納税の方の口座振替日は4月20日（水） 申込手続きは簡単、お勧めします。

★平成27年分個人事業者の消費税等の確定申告の申告及び納税期限は3月31日（木）
振替納税の方の口座振替日は4月25日（月） 申込手続きは簡単、お勧めします。

-
1. ご予約の際に、記帳方法（手書き・会計ソフト）・消費税申告の有無（本則・簡易）をお知らせ下さい。
 2. 消費税の受付は2月中までになります。3月に入りますと所得税及び復興得特別所得税の決算申告が優先されます。
消費税の申告に関しましては3月17日（木）以降31日（木）までになります。

“e-Tax”で申告しよう！

.....

★ご利用の会員様は住民基本台帳カードの“電子認証”の有効期限（3年）をご確認ください。

（有効期限が切れている場合は事務局までご相談ください。）

渋谷税務署からのお知らせ

「財産債務調書」の提出制度が創設されました

平成27年度税制改正において、従来の「財産及び債務の明細書」を見直し、一定の基準を満たす方に対して、「財産債務調書」の提出を求める制度が創設されました。

提出義務のある方

所得税等の確定申告書を提出しなければならない方で、下記①及び②の基準を満たす方

- ① その年分の総所得金額及び山林所得金額の合計額が2千万円超
- ② その年の12月31日において、その価額の合計額が3億円以上の財産又はその価額の合計額が1億円以上の国外転出特例対象財産（※）を有する方

※ 「国外転出特例対象財産」とは、所得税法第60条の2第1項に規定する有価証券等並びに同条第2項に規定する未決済信用取引等及び同条第3項に規定する未決済デリバティブ取引に係る権利をいいます。

※ 財産債務調書の提出がなかった場合や正しく記載されていない場合には、加算税の加重措置が適用される場合があります。

※ 財産債務調書を提出する方が、「国外財産調書」を提出する場合には、その財産債務調書には、国外財産調書に記載した国外財産に関する事項の記載は不要です。ただし、当該国外財産の価額の合計額の記載は必要です。

平成27年12月31日分の「財産債務調書」の提出期限は平成28年3月15日（火）です！

詳しくは、国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）をご覧ください。

！！事務局からのお願い！！

★半年以上会費が未納の方は決算・申告の予約日前に納付をお願いいたします

（会費を半年以上未納の方につきましては決算・申告のお手伝いが出来ない場合がありますのでご注意ください）